



長野県報

8月3日(木)
平成18年
(2006年)
第1783号

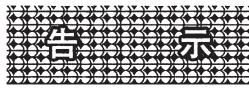
目次

告示

都市計画法に基づく都市計画の変更及び都市計画図書の縦覧(土地・景観チーム)	2
ウイルス肝炎医療費給付実施要綱の一部改正(健康づくりチーム)	2
解除予定保安林(森林づくりチーム)	2
森林造成事業補助金交付要綱の一部改正(森林づくりチーム)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路チーム)	9
水防法に基づく浸水想定区域等の指定及び関係図面の縦覧(河川チーム)	9
平成19年度長野県立高等学校入学者選抜要綱の制定(高校教育チーム)	10
政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会)	31
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)	32
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)	52
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会)	54
政治資金規正法に基づく届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)	54
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出(選挙管理委員会)	55

公告

一般競争入札(情報政策チーム)	56
家畜伝染病発生の報告(2件)(食の安全・生活衛生チーム)	56
特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水対策チーム)	57
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策チーム)	58
農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農業政策チーム)	59
採石業務管理者試験(河川チーム)	59
土地改良事業の施行の同意(3件)(水と土・郷づくりチーム)	59
一般競争入札(住宅チーム)	59
警備業法に基づく講習会の開催(生活安全企画課)	60
一般競争入札(林業振興チーム)	61



長野県告示第391号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成18年8月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画区域の種類及び名称
塩尻都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画区域を定める土地の区域
 - (1) 市街化区域
平成16年長野県告示第353号で定めた塩尻都市計画市街化区域に塩尻市大字広丘堅石字下原、大字広丘野村字小幡、字小ハバ、字桔梗ヶ原及び字西原の各一部を加える。
 - (2) 市街化調整区域
塩尻都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 縦覧場所
長野県企画局土地・景観チーム及び塩尻市役所

土地・景観チーム

長野県告示第392号

ウイルス肝炎医療費給付実施要綱（昭和56年長野県告示第483号）の一部を次のように改正し、平成18年10月1日から施行します。

平成18年8月3日

長野県知事 田中康夫

第7各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に認める者を除き、入院に要する費用に限るものとする。

第14を第15とし、第13を第14とし、第12の次に次のように加える。
（給付内容の変更等）

第13 知事は、第3、第7ただし書及び第8第2項に掲げる要件に該当しなくなったものと認められるときは、医療費の給付内容を変更し、又は取消することができる。

健康づくりチーム

長野県告示第393号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成18年8月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡天龍村神原6179の1（次の図に示す部分に限る。）、6179の9（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を長野県生活環境部森林づくりチーム及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくりチーム

長野県告示第394号

森林造成事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第481号）の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成18年 8月3日

長野県知事 田中 康夫

第3第1項第4号中「造林を行なった場合に」を「造林が」に改める。

第3第1項第10号及び第11号、第4、第5第2項第1号並びに第6第1項及び第2項中「森林管理条件整備事業、公益森林機能増進パイロット事業、森林整備保全重点地域特別対策事業、公的里山機能強化整備事業」を「公的森林整備事業」に改める。

第10中「(市にあつては)」を「(木曾郡にあつては木曾農林振興事務所とし、市にあつては)」に、「地方事務所。」を「地方事務所とする。」に改め、「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加え、「北信地方事務所」を「北信地方事務所とする。」に改める。

別表を次のように改める。

(別表) (第2関係)

事業の種類		経費	補助率
信州の森林づくり事業	森林環境保全整備事業	1 公的森林整備推進事業 市町村、森林整備法人又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により選定された事業者（以下「PFI事業者」という。）が知事の承認を受けた市町村森林整備事業計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費。 ただし、PFI事業者については、市町村有林で行うものに限る。 (1) 育成単層林整備事業 ア 整理伐事業 イ 人工造林事業 ウ 単層林改良事業 エ 保育（植栽型）事業 (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (9) 倒木起こし事業 (1) 除・間伐事業 (4) 枝打ち事業 オ 保育（天然更新型）事業 (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (9) 倒木起こし事業 カ 育成単層林作業路事業 (2) 育成複層林整備事業 ア 整理伐事業 イ 人工林整理伐事業 ウ 受光伐事業 (7) 抜き伐り事業 (4) 枝払い事業 エ 樹下植栽等事業 オ 複層林改良事業 カ 保育（植栽型）事業 (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (9) 倒木起こし事業 (1) 除・間伐事業 キ 保育（天然更新型）事業 (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (9) 倒木起こし事業 ク 育成複層林作業路事業 (3) 機能増進保育事業 ア 抜き伐り等事業 イ 機能増進保育作業路事業 (4) 特定間伐事業 (5) 長期育成循環整備事業 ア 誘導伐事業 (7) 抜き伐り事業 (4) 枝払い事業 イ 樹下植栽等事業 ウ 長期育成循環改良事業 エ 保育（植栽型）事業 (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業	10分の5以内

		<ul style="list-style-type: none"> (ウ) 倒木起こし事業 (エ) 除・間伐事業 オ 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (ウ) 除・間伐事業 カ 長期育成循環作業路事業 	
		<p>2 流域公益保全林整備事業</p> <p>地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等(森林整備法人及び民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された公益法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるか又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。)をいう。以下同じ。)、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等(施業実施協定の認可(森林法第10条の第11の8第2項に規定する施業実施協定に係るものに限る。))を受けた森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。)、森林法施行令第11条第8号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。)、森林施業計画の認定を受けた者又は市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 育成単層林整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 整理伐事業 イ 人工造林事業 ウ 単層林改良事業 エ 保育(植栽型)事業 <ul style="list-style-type: none"> (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (ウ) 倒木起こし事業 (エ) 除・間伐事業 (オ) 枝打ち事業 オ 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (ウ) 除・間伐事業 カ 育成単層林作業路事業 <p>(2) 育成複層林整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 整理伐事業 イ 人工林整理伐事業 ウ 受光伐事業 <ul style="list-style-type: none"> (7) 抜き伐り事業 (4) 枝払い事業 エ 樹下植栽等事業 オ 複層林改良事業 カ 保育(植栽型)事業 <ul style="list-style-type: none"> (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (ウ) 倒木起こし事業 (エ) 除・間伐事業 キ 保育(天然更新型)事業 <ul style="list-style-type: none"> (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (ウ) 除・間伐事業 ク 育成複層林作業路事業 <p>(3) 機能増進保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 抜き伐り等事業 イ 機能増進保育作業路事業 <p>(4) 特定間伐事業</p> <p>(5) 長期育成循環整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 誘導伐事業 <ul style="list-style-type: none"> (7) 抜き伐り事業 (4) 枝払い事業 イ 樹下植栽等事業 ウ 長期育成循環改良事業 エ 保育(植栽型)事業 <ul style="list-style-type: none"> (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (ウ) 倒木起こし事業 	10分の4以内

		<ul style="list-style-type: none"> (エ) 除・間伐事業 オ 保育(天然更新型)事業 (7) 下刈事業 (イ) 雪起こし事業 (ウ) 除・間伐事業 カ 長期育成循環作業路事業 (6) 付帯施設等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 鳥獣害防止施設等整備事業 イ 林内作業場及び林内かん水施設整備事業 ウ 林床保全整備事業 	
		<p>3 森林空間総合整備事業 市町村が知事の承認を受けた森林空間総合整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 全体計画調査事業 (2) 共生林整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 森林環境教育促進整備事業 イ 森林健康促進整備事業 ウ 里山林機能強化整備事業 (3) 付帯施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 森林環境教育促進整備事業 イ 森林健康促進整備事業 ウ 里山林機能強化整備事業 (4) 林内歩道等整備事業 (5) 用地等取得事業 	<p>10分の7以内。ただし、用地等取得事業については10分の4以内</p>
		<p>4 絆の森整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民参加型整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 行政支援タイプ事業 市町村が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> (7) 全体計画調査事業 (イ) 共生林整備事業 市民参加型森林整備事業 (ウ) 付帯施設整備事業 市民参加型森林整備事業 (エ) 林内歩道等整備事業 (オ) 用地等取得事業 イ 市民主導タイプ事業 森林施業計画の認定を受けた者(森林所有者を除く。)又は森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> (7) 共生林整備事業 市民参加型森林整備事業 (イ) 付帯施設整備事業 市民参加型森林整備事業 (ウ) 林内歩道等整備事業 ウ 市民開放タイプ事業 森林所有者のうち森林施業計画の認定を受けたもの又は市町村と森林整備に関する協定を締結したものが市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> (7) 共生林整備事業 市民参加型森林整備事業 (イ) 付帯施設整備事業 市民参加型森林整備事業 (ウ) 林内歩道等整備事業 (2) 野生生物共生林整備事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等、森林所有者の団体又は森林施業計画の認定を受けた者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ア 共生林整備事業 野生生物共生林整備事業 イ 付帯施設整備事業 野生生物共生林整備事業 ウ 林内歩道等整備事業 エ 用地等取得事業 	<p>10分の7以内。ただし、用地等取得事業については10分の4以内</p>
		<p>5 流域循環資源林整備事業 地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者又は市町村と森林整</p>	<p>10分の4以内</p>

	<p>備に関する協定を締結した森林所有者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 育成単層林整備事業</p> <p>ア 整理伐事業</p> <p>イ 人工造林事業</p> <p>ウ 単層林改良事業</p> <p>エ 保育(植栽型)事業</p> <p>(7) 下刈事業</p> <p>(4) 雪起こし事業</p> <p>(ウ) 倒木起こし事業</p> <p>(エ) 除・間伐事業</p> <p>(カ) 枝打ち事業</p> <p>オ 保育(天然更新型)事業</p> <p>(7) 下刈事業</p> <p>(4) 雪起こし事業</p> <p>(ウ) 除・間伐事業</p> <p>カ 育成単層林作業路事業</p> <p>(2) 育成複層林整備事業</p> <p>ア 整理伐事業</p> <p>イ 人工林整理伐事業</p> <p>ウ 受光伐事業</p> <p>(7) 抜き伐り事業</p> <p>(4) 枝払い事業</p> <p>エ 樹下植栽等事業</p> <p>オ 複層林改良事業</p> <p>カ 保育(植栽型)事業</p> <p>(7) 下刈事業</p> <p>(4) 雪起こし事業</p> <p>(ウ) 倒木起こし事業</p> <p>(エ) 除・間伐事業</p> <p>キ 保育(天然更新型)事業</p> <p>(7) 下刈事業</p> <p>(4) 雪起こし事業</p> <p>(ウ) 除・間伐事業</p> <p>ク 育成複層林作業路事業</p> <p>(3) 機能増進保育事業</p> <p>ア 抜き伐り等事業</p> <p>イ 機能増進保育作業路事業</p> <p>(4) 特定間伐事業</p> <p>(5) 長期育成循環整備事業</p> <p>ア 誘導伐事業</p> <p>(7) 抜き伐り事業</p> <p>(4) 枝払い事業</p> <p>イ 樹下植栽等事業</p> <p>ウ 長期育成循環改良事業</p> <p>エ 保育(植栽型)事業</p> <p>(7) 下刈事業</p> <p>(4) 雪起こし事業</p> <p>(ウ) 倒木起こし事業</p> <p>(エ) 除・間伐事業</p> <p>オ 保育(天然更新型)事業</p> <p>(7) 下刈事業</p> <p>(4) 雪起こし事業</p> <p>(ウ) 除・間伐事業</p> <p>カ 長期育成循環作業路事業</p> <p>(6) 付帯施設等整備事業</p> <p>ア 鳥獣害防止施設等整備事業</p> <p>イ 林内作業場及び林内かん水施設整備事業</p> <p>ウ 林床保全整備事業</p> <p>エ 高性能林業機械作業路事業</p>	
	<p>6 保全松林緊急保護整備事業</p> <p>(1) 保全松林健全化整備事業</p> <p>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が松くい虫被害対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9林野造第82号林野庁長官通知。以下「松くい虫被害対策事業実施要領」という。)に基づき、公益的機能の高い松林の整備のために行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>衛生伐事業</p> <p>ア 不用木等の除去・処理事業</p> <p>イ 衛生伐作業路事業</p> <p>(2) 松林保護樹林帯造成事業</p>	10分の7以内

	<p>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が松くい虫被害対策事業実施要領に基づき、樹種転換を行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 育成単層林整備事業</p> <p>(7) 整理伐事業</p> <p>(4) 人工造林事業</p> <p>(9) 単層林改良事業</p> <p>(1) 保育(植栽型)事業</p> <p> a 下刈事業</p> <p> b 雪起こし事業</p> <p> c 倒木起こし事業</p> <p> d 除・間伐事業</p> <p> e 枝打ち事業</p> <p>(4) 保育(天然更新型)事業</p> <p> a 下刈事業</p> <p> b 雪起こし事業</p> <p> c 除・間伐事業</p> <p>(4) 土壌改良事業</p> <p>(4) 育成単層林作業路事業</p> <p>イ 育成複層林整備事業</p> <p>(7) 整理伐事業</p> <p>(4) 複層林改良事業</p> <p>(9) 保育(天然更新型)事業</p> <p> a 下刈事業</p> <p> b 雪起こし事業</p> <p> c 除・間伐事業</p> <p>(1) 土壌改良事業</p> <p>(4) 育成複層林作業路事業</p> <p>ウ 付帯施設等整備事業</p> <p> 鳥獣害防止施設等整備事業</p>	
	<p>7 特定森林造成事業</p> <p>(1) 特定林地改良事業</p> <p>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が知事の承認を受けた市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 特定林地改良事業</p> <p>イ 特定林地作業路事業</p> <p>ウ 付帯施設等整備事業</p> <p> 鳥獣害防止施設等整備事業</p> <p>(2) 耕作放棄地等森林造成事業</p> <p>市町村が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 育成単層林整備事業</p> <p>(7) 整理伐事業</p> <p>(4) 人工造林事業</p> <p>(9) 単層林改良事業</p> <p>(1) 保育(植栽型)事業</p> <p> a 下刈事業</p> <p> b 雪起こし事業</p> <p> c 倒木起こし事業</p> <p> d 除・間伐事業</p> <p> e 枝打ち事業</p> <p>(4) 保育(天然更新型)事業</p> <p> a 下刈事業</p> <p> b 雪起こし事業</p> <p> c 除・間伐事業</p> <p>(4) 育成単層林作業路事業</p> <p>イ 育成複層林整備事業</p> <p>(7) 整理伐事業</p> <p>(4) 受光伐事業</p> <p> a 抜き伐り事業</p> <p> b 枝払い事業</p> <p>(9) 樹下植栽等事業</p> <p>(1) 複層林改良事業</p> <p>(4) 保育(植栽型)事業</p> <p> a 下刈事業</p> <p> b 雪起こし事業</p> <p> c 倒木起こし事業</p> <p> d 除・間伐事業</p> <p>(4) 保育(天然更新型)事業</p> <p> a 下刈事業</p>	<p>10分の4以内。ただし、特定林地改良事業については10分の7以内</p>

		<ul style="list-style-type: none"> b 雪起こし事業 c 除・間伐事業 (キ) 育成複層林作業路事業 ウ 付帯施設等整備事業 (7) 鳥獣害防止施設等整備事業 (4) 林内作業場及び林内かん水施設整備事業 (ウ) 生育環境補完整備事業 (3) 造林未済地緊急造林事業 市町村が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア 育成単層林整備事業 (7) 人工造林事業 (4) 保育(植栽型)事業 a 下刈事業 b 雪起こし事業 c 倒木起こし事業 d 除・間伐事業 e 枝打ち事業 	
		<p>8 被害地等森林整備事業</p> <p>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が森林被害の復旧等諸々の条件に応じた森林造成等を行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 育成単層林整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 整理伐事業 イ 人工造林事業 ウ 単層林改良事業 エ 保育(植栽型)事業 (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (ウ) 倒木起こし事業 (イ) 除・間伐事業 (ウ) 枝打ち事業 オ 保育(天然更新型)事業 (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (ウ) 除・間伐事業 カ 育成単層林作業路事業 <p>(2) 育成複層林整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 整理伐事業 イ 受光伐事業 (7) 抜き伐り事業 (4) 枝払い事業 ウ 樹下植栽等事業 エ 複層林改良事業 オ 保育(植栽型)事業 (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (ウ) 倒木起こし事業 (イ) 除・間伐事業 カ 保育(天然更新型)事業 (7) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (ウ) 除・間伐事業 <p>キ 育成複層林作業路事業</p> <p>(3) 機能増進保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 抜き伐り等事業 イ 機能増進保育作業路事業 <p>(4) 付帯施設等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣害防止施設等整備事業 	10分の4以内
森林居住環境整備事業	里山エリア再生交付金事業	<p>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等又は森林所有者の団体が知事の承認を受けた里山エリア再生計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>1 居住地森林環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 居住地周辺森林整備事業 (2) 路側樹林帯整備事業 (3) 林内歩道等整備事業 (4) 付帯施設整備事業 <p>2 里山エリア再生交付金実施要領(平成18年3月31日付け17林整第1020号林野庁長官通知)に基づき、居住環境基盤整備事業と組み合わせて実施する居住地森林環境整備事業</p>	<p>1 居住地森林環境整備においては10分の4以内</p> <p>2 地域創造型整備においては、経費に査定係数を乗じた額の2分の1以内</p>

	(1) 居住地周辺森林整備事業 (2) 路側樹林帯整備事業 (3) 林内歩道等整備事業 (4) 付帯施設整備事業 3 地域創造型整備 里山エリア再生計画に定める目標及び指標の達成に必要な整備	
間伐対策事業	1 市町村が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業のうち、市町村が当該事業に係る経費の全額を負担して行うものに要する経費(市町村有林に係る経費は除く。) 2 森林整備法人が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業に要する経費に対して、市町村が10分の4以上の補助率で補助するものに要する経費(市町村有林に係る経費は除く。) 3 財産区、一部事務組合、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者又は共有林代表者が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業に要する経費に対して、市町村が10分の7以上の補助率で補助するものに要する経費	10分の4以内
県単森林災害復旧事業	市町村、森林整備法人又は森林所有者の団体が市町村長が作成する事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 倒木・折損木整理事業 (2) 倒木起こし事業	10分の5以内
公的森林整備事業	森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の事業実施主体のうち、地方公共団体、森林組合、森林整備法人、森林施業計画の認定を受けた者又は市町村と森林整備に関する協定を締結した森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人が、長野県ふるさとの森林づくり条例(平成16年長野県条例第40号)第19条第1項の規定により指定された森林整備保全重点地域、里山地域又は水道水源地域において市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 除・間伐事業 (2) 機能増進保育事業	10分の10以内。ただし、別に定める方法により算定された額を限度とする。
グレースの森創生事業	市町村、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者又は森林所有者の団体が知事の承認を受けたグレースの森創生事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 除・間伐事業 (2) 看板等設置事業	10分の10以内

森林づくりチーム

長野県告示第395号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年8月19日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年8月3日

長野県知事 田中康夫

- 路線名 諏訪茅野線
- 供用を開始する区間
茅野市米沢字平出浦5069番の2地先から
茅野市米沢字東田4957番の1地先まで
- 供用を開始する期日 平成18年8月4日

道路チーム

長野県告示第396号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により、次の河川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めました。

なお、関係図面は、長野県土木部河川チーム及び当該区域を管轄する建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成18年8月3日

長野県知事 田中康夫

- 信濃川水系 千曲川(佐久市下越(臼田橋)から上田市大屋(大屋橋)まで)
- 信濃川水系 蛭川
- 信濃川水系 裾花川
- 信濃川水系 高瀬川(大町市大町(高瀬上橋)から安曇野市明科(犀川合流点)まで)
- 天竜川水系 上川
- 天竜川水系 宮川
- 天竜川水系 諏訪湖
- 天竜川水系 天竜川(岡谷市湊(釜口水門)から辰野町平出(町道橋)まで)

河川チーム